

## 平成 28 年度第 3 回宝塚市労働問題審議会小委員会 議事録

日 時：平成 28 年 9 月 15 日（木）18 時 30 分～20 時 00 分

会 場：宝塚市役所 研修室

出席委員：上林会長、小池副会長、橘田委員、山内委員、  
和田委員

事務局：土屋産業文化部長、下浦産業振興室長、桜井課長、  
溝渕係長、竹辺

関係課：障害福祉課長、保育事業課長、せいかつ支援課長、  
契約課長、地域福祉課長（代理）

### 1. 開会

事務局より開会のあいさつの後、配布資料及び本日の議事について確認した。

### 2. 署名委員の氏名

会長から、議事録の署名委員に橘田委員と山内委員が指名された。

### 3. 傍聴の受け入れ

傍聴希望者はいなかった。

### 4. 議事（結果）

#### 議題（1）宝塚市労働施策推進計画（案）について

##### ①報告及び前回までの小委員会における質問の回答

事務局より、平成 28 年度第 2 回審議会小委員会までに質問のあった事項の回答及び前回小委員会から計画案に修正・変更を加えた点について説明した。

- 計画期間の変更：第 5 次宝塚市総合計画後期基本計画の終了年度に合わせ、本計画の計画期間を平成 29 年度（2017 年度）から平成 32 年度（2020 年度）とする。
- 基本理念の変更：計画の基本理念を「働く意欲を持つすべての人の希望の実現に向けて支援し、誰もがいきいきと働くことのできる雇用・労働環境の実現をめざします」とする。
- 具体的な取組み：基本方針 2 の「（2）労働条件等における不合理な格差の解消」という文言を削除した。ただし、格差があることは問題として認識しており、労使に対し労働関係法規の遵守を啓発を推進するために、「（1）ワーク・ライフ・バランスの実現」の具体的な施策として「労働関係法規（労働契約法、労働基準法、男女雇用機会均等法等）の遵守の啓発」を追加した。基本方針 3

の「(1) 労働実態の把握」と「(2) 安全で健康な職場づくり」を見直し、「(1) 労働実態の把握及び安全で健康に配慮した職場づくり」に統合した。

- 資料編：計画案の 65 ページ以降に資料編を掲載している。
- 共働き世帯のデータ：独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査結果や厚生労働白書、男女共同参画白書で確認できる。1980 年には専業主婦世帯数は 1,100 万、共働き世帯数は 600 万であったが、1990 年には専業主婦世帯数と共働き世帯数が 900 万強ずつとなり、1996 年には共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回った。2015 年には専業主婦世帯数が 700 万、共働き世帯数が 1,100 万となっている。
- 第 4 章の具体的な取組みについて：担当課ごとの記載から、方向性ごとの記載に変更した。また、計画案の 34 ページに表の見方を掲載している。なお、方向性については、平成 29 年度以降の市としての方向性を記載することとしたため、平成 28 年度の行動計画には掲載していないが、生活困窮者自立支援制度やソーシャルビジネス創業支援事業など既に取り組んでいる事業については「維持」と表記する。さらに表の上部にある事業の対象者について、該当する対象者に○を付けている。平成 27 年度の事業実績と平成 32 年度の目標値が比較できるように表の形式を変更した。
- 重点施策：計画案の 32～33 ページに就労支援策一覧を掲載している。そのうち、「ワークサポート宝塚の運営」、「高齢者就業機会の確保」、「市障害者就業・生活支援センターの充実」、「男女の家庭責任と就業の両立支援」、「延長保育」、「人材不足解消就労支援事業」、「国と一体となった支援体制の構築」を重点施策とする。次回修正案で「◎」印を付けて提示する。
- 商工会議所との連携：基本目標 1 (3) には主に商工勤労課の取組みを掲載しているが、商工会議所との連携についても記載した。
- 市民として参加可能な就労に関するイベント等について：市内事業所において、会社探検隊を実施しており、今後周知を検討する。
- 共同受注窓口：「障害者就労施設等からの物品の調達の推進」として掲載している。
- 障がい児のデイサービス：就労支援が趣旨ではないため、本計画には具体的な取組みとして記載していない。
- 10 人未満の事業所への労働関係法規の遵守の啓発：これまでパンフレット等で周知してきた。労働基準監督署と連携し取り組んでいきたいと考えており、新たに労働関係法規の遵守について掲載している。
- 入札契約制度について：本市では、入札の有資格者で法定雇用率の達成を求める 50 人以上の事業所が極めて少ないこともあり、法定雇用率を達成している事業所が入札制度で有利になる制度は設けていない。ただし、入札条件や総合

評価の加点要素になるため、対象案件を見極めて委託先を検討する。また、入札契約の際に有利になる取り組みとして、平成 25 年度には総合評価による入札を行った際に法定雇用率や今後の雇用計画を考慮したことがある。総合評価実施のための準備に相当の時間を要するのでその後は実施していないが、社会的取り組みの推進効果もふまえて検討する。

- 同一労働同一賃金：既に同一労働同一賃金推進法が施行されており、国は法改正も検討している。具体的には今後国から市町村に対し枠組みが示されてから、検討する。
- M字カーブの背景：本市の女性の労働力率について、平成 26 年度の労働実態調査によると現在就労していない人のうち就労を希望しない人は 71.8%、M字の谷にあたる世代では 60%を超えており、理由は親族の扶養がある、育児中であるとなっている。本市では労働力の掘り起こしに向けて、保育所や育成会の整備、長時間労働解消の啓発、男性の家事・育児参加の啓発を進めている。
- 賃金等のデータ：本市では使用に適した給与等のデータがない。次回労働実態調査を行う際には、賃金についての質問も検討したい。
- ワーク・ライフ・バランスの実現：前回の委員会で仕事と生活の調和をとるという表現に違和感があるとの指摘をいただいた。バランスをとる、調和をはかるという表現に修正した。

## 議題（２）宝塚市労働施策推進計画概要版（案）について

### ①宝塚市労働施策推進計画概要版（案）の説明

- 推進計画の策定にあたって：計画策定の趣旨、計画の位置づけと期間について説明。
- 宝塚市の現状と課題：本市の就労働向の概況、高齢者の就労働向、障がい者の就労働向、女性の就労働向、若者の就労働向について説明。若者の課題について、「求職者と求人企業のニーズのマッチングを図る仕組みづくり」を「雇用のミスマッチの縮減」に変更する。
- 労働施策推進に向け目指すべき方向と具体的な取り組み：基本理念、基本方針、事業の方向性について説明。
- 計画の推進体制：計画の推進体制の図について説明。

## 《委員の主な意見とやり取り》

### 議題（１）宝塚市労働施策推進計画（案）について

[副会長] 計画案11ページから12ページに年次有休休暇制度の有無について掲載があるが、年次有休休暇制度は労働基準法第39条に定められており、制度の有無以前の問題である。そのため、制度の整備状況についてデータを公表することに差し支えはないか。また、労働関係法規の遵守を啓発することについて、小規模な事業所の場合は労使共に制度がなくても仕方ないというふうに考えてしまうこともある。単なる啓発からふみこんだ対応が必要である。

9ページには求職者の動向としてワークサポート宝塚取扱状況について掲載があるが、まずワークサポート宝塚の認知度が低いという現状があることから、このデータだけでは求職者の動向はわからない。ワークサポート宝塚だけを焦点化すると実態がわかりにくいので、ハローワーク西宮の有効求人倍率も掲載しもっと広範囲から現状を分析して欲しい。

こういったことをふまえ、最終的には労働教育についてもっと方針を打ち出して欲しい。ブラックバイトなども話題になっており、学生、高校生も無関係ではなく、市としての啓発も求められている。これまでも若者向けにはトライやるウィークなどを実施してきたが、ワークルールについて学ぶ労働教育にももっとふみこむ必要がある。

(事務局) よりふみこんだ法令の周知、啓発については、労働基準監督署の管轄ではあるが、市としても昨今の現状をふまえ、労働基準監督署と協力し関連するセミナーの周知など強化していきたいと考えている。

年次有給休暇制度の有無については計画書に掲載しない方がよいとのご提案と考えてよいか。

[副会長] 計画書に掲載するかどうかということではなく、制度が整備されていないこと自体が問題であるため、対応策を打ち出す必要があるとの趣旨である。小規模な事業所では労使共に年次有給休暇制がなくても当たり前という意識になってしまっている。制度の整備状況の現状だけでは不十分である。

[会 長] 現状の数値を書くだけではなく、今後どのように対策に取り組んでいくかをきちんと書いて欲しいという要望である。

(事務局) 第2章はあくまでも宝塚市の現状と課題であり、データの記載に留まっている。頂戴したご意見の反映について今後検討する。また、ハローワーク西宮の有効求人倍率は、ワークサポート宝塚取扱状況の前に記載する。子どもたちへの労働教育について

は、高校は県の管轄になっており何かしらキャリア教育に取り組んでいると聞いている。市では小・中学校でできることとしてトライやるウィークや会社探検隊といった事業に取り組んでいる。

[副会長] 子どもたちは職業キャリアを意識するだけでなく、社会に出て働くうえでの権利についても学ぶ必要がある。中学生頃から最低限のことを周知して欲しい。

(事務局) 働くうえで何かトラブルが起こっても、知識がないため対応できないという場合もあるので、社会に出て働き始める前に労働者の権利等について学ぶ必要がある。義務教育で取り組めることについて計画書に具体的に掲載することは難しいかもしれないが、施策を展開するには子どもたちの労働教育についても意識していく。また、計画案 57 ページに「就労に関する教育・啓発」という事業を掲載している。ここに、ただいま頂戴したご意見の反映を検討する。

[委員] 学生はもちろん、労使双方に対し基本的なワークルールを周知する必要がある。以前、ハローワークの講座で労働者の権利について教えていたが、事業者に対しても啓発が必要である。中小零細企業ではまだまだワークルールの浸透が十分でなく、労使共に身につけることが重要である。年次有給休暇制度はどんな小さな事業所であれ、労働者の権利として制度整備を徹底して欲しい。10 人以下の事業所では就業規則は公にしなくてもよいとはいえ労働者の権利保障が大切であり、そうでなければブラック企業、ブラックバイトといったことが横行する。市がどういう対策を実施するか方針を聞きたい。

[委員] 事業主に対してもワークルールを啓発する取り組みがあったと思うが、何ページに掲載されているのか。

(事務局) 54 ページの「労働関係法規（労働契約法、労働基準法、労働安全衛生法）の遵守の啓発」が該当する。

[会長] 54 ページには「職場環境改善への啓発」という事業も掲載されているが、誰に対して啓発するのか。

[委員] この辺りの事業は、指標を細かく設定して欲しい。

(事務局) ご意見の反映について検討する。

[会 長] 実施事業のうち7つの重点事業について、重点とする理由を説明して欲しい。

(事務局) 現段階では重点事業を設定する理由を計画書に記載できていないが、大切なことなので記載を検討する。

[会 長] 用語集はわかりやすくよいと思うが、市の独自の見解を記載しているのか、国のホームページや白書からの引用なのか出典を記載する方がよいのではないか。

(事務局) 他計画でも出典を記載できる場合は記載しているので、本計画でも明示する。

[委 員] 用語集に均衡待遇ということばが説明されているが、均等待遇ではないのか。

[副会長] 均衡待遇ということばも、均等待遇ということばもある。均衡とはバランスがとれていることで、均等とは全く一緒ということである。最近では法律でも均衡待遇ということばがよく使われている。

用語集にセクシュアルハラスメントについての説明はあるが、パワーハラスメントについても説明して欲しい。パワーハラスメントからうつなどの精神疾患を起こし、自殺に至る場合もあり、そういう問題にも触れて欲しい。現実には、相談窓口で受ける労働相談の上位はセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントに関する内容である。

(事務局) 用語集では本文で使用したことばを説明している。ご意見の反映について検討する。

[委 員] マタニティハラスメントの相談も多い。

(事務局) 先ほど、ワークサポート宝塚の認知度のお話があったが、平成26年度の労働実態調査の結果をみると、ワークサポート宝塚を知っている人は25.2%、知らない人は70.3%となっている。具体的な施策に「ワークサポート宝塚の運営」があり、今後の方向性は拡充としており、周知を徹底する。

[委 員] ワークサポート宝塚は分かりにくい場所にある。ビルの看板も統一されていて目立たない。

[副会長] 労働関連に携わっている私たちでもハローワーク西宮はよく行くが、正直に言う

とワークサポート宝塚は行ったことがない。私たちですらこういう状況なのだから、市民はなおさら知らないし、行かないと思う。

[委員] ワークサポート宝塚では雇用保険などいろいろな手続きができないという不便さもある。

(事務局) ワークサポート宝塚の看板については、ビルの管理者とも相談しながら検討する。

[委員] 各事業の実績値と目標値で、例えば 37 ページの「若者しごと相談広場」は実績値が 14%、目標値が 0.5 となっているが説明して欲しい。

(事務局) 目標値の 0.5 は 50% のことである。表記統一できていない箇所があるので、今後揃えていく。

[会長] それでは、本計画案を次回全体会の議案として付議してよいか。(異議なし)

## 議題(2) 宝塚市労働施策推進計画概要版(案)について

[会長] 8 ページに計画の推進体制の図があるが、通常推進体制としていつまでに、何をどの程度実施するのかというアクションプランのようなことも書かれていると思う。

(事務局) 具体的施策として 32 年度の目標値を設定しており、定期的な進捗状況の報告を考えているが、文章としては記載していない。

[副会長] 3 ページの高齢者の就労働向についてだが、現在高齢の生活保護受給者が増えており、年金だけでは生活できない実態がある。そのため、高齢になっても働かざるをえないし、医療費や保険料などの負担が苦しいという高齢者が増えている。就労意欲がどうという以前に、働かざるをえない実態があるということもふまえて欲しい。また、5 ページの女性の就労働向についてだが、いわゆる男性稼ぎ主モデルが女性の就労をセーブしていることや、配偶者控除などいろいろな制度自体が女性の就労の壁になっていることにも触れて欲しい。

(事務局) ご指摘の現状があることは認識している。概要版では計画本冊の内容をふまえた就労働向を記載している。また、配偶者控除の問題などは国の施策ということもあり、計画で取上げて方針を書くことは難しい。

[会 長] 先ほど推進体制について申したが、概要版の2ページに計画の位置づけと期間について書かれている。ただし、どういうふうにアプローチしていくかということが書かれていない。

[副会長] P D C Aについて記載しないのか。

(事務局) 概要版の最終ページにP D C Aについて記載する方がよいと考えている。また、平成26年度の労働実態調査で高齢者の働きたい理由についても尋ねており、その辺りのデータを計画本冊に記載したいと考えている。概要版はページ数も限られており、コンパクトな内容になってしまうがご了承願いたい。

[会 長] 計画本冊よりも計画概要版を見る人の方が多く、その意味では概要版も重要である。それでは、本概要版案を次回全体会の議案として付議してよいか。(異議なし)

## 2. 閉会

事務局より10月20日午前9時より宝塚市労働問題審議会全体会開催の連絡の後、閉会。

— 以 上 —